

季刊
家内労働

家内労働

令和 7 年

秋号

No.204

【電気機械器具製造業】 最低工賃が改正されました!

東京都内において電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

改正最低工賃の発効日は、**令和7年8月2日**です。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署 (支署) にお尋ねください。

東京都内で電気機械器具製造業に従事する家内労働者に対して業務を委託する委託者が、効力発生後の労働に対し、最低工賃額以上の工賃を支払わない場合、家内労働法違反となり、罰則が適用されます。

委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、最低工賃以上の工賃を支払わなければなりません。

◆東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_110744/conttop_00002.html



改正工賃表は 2 ページへ

目次 INDEX

- ◆ 電気機械器具製造業の最低工賃が改正されました! 1・2
- ◆ 最低工賃、守っていますか? 3
- ◆ 日々の作業の安全心得～有機溶剤編～ 4
- ◆ 日々の作業の安全心得～織機・工業用ミシン編～ 5
- ◆ 台東分校・皮革技術センター施設公開のお知らせ 6
- ◆ 技能祭のお知らせ 7
- ◆ 安全衛生講習会を開催します! 8

東京都電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

令和7年8月2日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品 (プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円42銭
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円79銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円88銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円67銭
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 1円02銭
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 91銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円46銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 3円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円19銭

問合せ先 東京労働局労働基準部賃金課 ☎03-3512-1614
又は東京都内の各労働基準監督署(支所)



東京労働局ホームページ(家内労働関係) QRコード →

最低工賃、守っていますか？

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃のきまり

最低工賃額を下回る工賃での委託は無効となります。委託者の皆さんは最低工賃額より低い工賃での委託をすることはできません。たとえ、最低工賃額より低い工賃で仕事の委託を約束しても、最低工賃との差額を支払わなければなりません。違反した場合には、罰則が科せられます。

工賃の支払い

現金で全額支払うことや、納品から1か月以内に支払うことなどが委託者に義務付けられています。

現金で	製品や小切手での支払いはできません。 ただし、家内労働者の同意があれば次の2つは差支えありません。 ア 郵便為替の交付 イ 銀行などの預金・貯金への振込み
納品から1か月以内に	納品物の検査が完了していないからといって、支払いを先のばしにすることはできません。
全額一括で支払い	家内労働者が必要な機械などを委託者から購入したとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。不良品があって工賃を減額する場合でも、全額支払い後、改めてその額を請求することになります。

家内労働者手帳の交付の義務付け

家内労働者の権利を保護し、委託者と家内労働者との間でトラブルが起こるのを防ぐため、工賃などの委託条件を前もって文書で明確にさせる必要があります。

伝票式家内労働手帳（見本）

- ・これらの用紙は2枚複写になっています。2枚目を家内労働者の方に交付してください。
- ・必要事項が満たされていれば、すでに使用している伝票でもかまいません。
- ・「家内労働相談コーナー」でも伝票式の家内労働手帳をお配りしています。

◆日々の作業の安全心得～有機溶剤編～◆

有機溶剤中毒の症状は？

短時間に多くの量、または長時間にわたり有機溶剤を用いた作業を行っているとき、以下のような症状が出ることがあります。

急性中毒：頭痛、めまい、吐き気

慢性中毒：神経障害、手足のしびれ



取り扱い時の注意事項は？

- 1 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。
- 2 風上で作業を行うこと。
- 3 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。
- 4 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。
 - (1) 中毒にかかった者を直ちに風通しの良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。
 - (2) 中毒にかかった者を横に寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。
 - (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。
 - (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

換気を見直しましょう！

●換気扇は作業台の側に付けましょう

有機溶剤の蒸気は空気より重いので、低いところに溜まる可能性があります。作業台のすぐ近くの低いところに換気扇を取り付けましょう。

●局所排気装置を取り付けましょう

東京都では、作業環境の改善として局所排気装置や全体換気装置等を取り付ける費用を助成しています。ぜひご利用ください。

(問合わせ先：家内労働相談コーナー ☎03-3871-4555)

有機溶剤の健康診断は、お済みですか？

皮革業に従事する都内にお住まいまたは作業場のある家内労働者及び補助者の方は、ご自宅または作業場の近くの指定医療機関で有機溶剤健康診断を受診できます。(期限は、令和8年3月31日までです。)

受診を希望される方には、「受診票」をお配りしておりますので、以下までご連絡ください。

問合せ先 家内労働相談コーナー ☎03-3871-4555

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課家内労働担当 ☎03-5320-4654

◆日々の作業の安全心得～織機・工業用ミシン編～◆

織機を使用する作業では、シャトルの飛び出しや回転部、クランク状の可動部が露出しているためケガを負うリスクがあります。また、ホコリ等の吸入による呼吸器障害、機械の騒音による難聴、長時間同じ姿勢で作業することによる疲労等が起こる可能性もあります。

災害事例

巻き込み

編み機内部にこびり付いたホコリを取るため、ボックスの扉を開いて手を入れたところ、巻き込まれた。

部品の飛び出し

シャトルが飛び出して壁に当たり、はね返りで体にぶつかった。

誤操作

糸が編み機に絡んだので取り除いている最中に、誤って運転ペダルに足がかかり、指を挟んで骨折した。



災害を防止するためには？

- ① 原動機、回転軸、プーリ、ベルト等、作業者に危険を及ぼす部分には、覆いや囲い等の防護措置を講じること。
- ② シャトルを有する織機には、シャトルガードを取り付けること。
- ③ 作業面は明るく（少なくとも150ルクス以上）すること。
- ④ 修理、点検、給油などの作業は、機械の運転を止めてから行うこと。
- ⑤ 機械に頭髮や衣服が巻き込まれないように注意すること。
- ⑥ 強烈な騒音のある場所で作業する場合は、必要に応じて耳せんを使用すること。

安全衛生講習会を活用してみませんか

家内労働者のみなさまに、日々の健康管理の注意点や有機溶剤の取り扱い等の安全衛生について、講義・実演を通して習得していただくため、東京都では講習会を開催しています。ぜひご利用ください。開催してほしいテーマや招いてほしい講師のご希望がございましたら、家内労働担当までお寄せください。

問合せ先 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課家内労働担当 ☎ 03-5320-4654

台東分校・皮革技術センター施設公開のお知らせ

日時 令和7年10月24日(金)
10時から16時30分まで

入場無料

開催会場

東京都立城東職業能力開発センター台東分校
東京都立皮革技術センター台東支所

台東区花川戸1-14-16 3階・4階

- ・東京メトロ銀座線浅草駅 7番 徒歩8分
- ・東武スカイツリーライン浅草駅 北口 徒歩5分
- ・都営浅草線浅草駅 A5出口 徒歩12分
- ・つくばエクスプレス浅草駅 A1出口 徒歩10分



実施内容

◆施設見学

(3回実施：10時・11時・15時30分開始 予約不要)

台東支所の試験室、台東分校の製くつ科をご案内します。

靴・はきものに関する試験機器、製くつ科の訓練の様子をご覧いただけます。

◆展示(予約不要)

かわとはきものギャラリー(台東支所)

◆技術相談(予約不要)

靴に関する技術相談を承ります。(台東支所)

◆皮革関連セミナー(事前申込制)

- ・日時：令和7年10月24日(金) 14時から15時30分まで
- ・テーマ：「靴の安全性 ～一般靴の靴底耐滑性～」
- ・定員：30名

ホームページはこちら

◆東京都立城東職業能力開発センター 台東分校

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/taitou/>



◆東京都立皮革技術センター 台東支所

<https://www.hikaku.metro.tokyo.lg.jp/shisho/>



令和7年度「技能祭」開催のお知らせ

令和7年11月3日(月)に、地域との交流を深め、ものづくり体験などを通じて技術や技能の魅力を広く都民のみなさまにお伝えする「技能祭」を開催します(城東職業能力開発センターと台東分校の合同開催)。

製くつ科では、生徒作品の展示と工作教室を実施する予定です。

1. 日時

令和7年11月3日(月)
10時から15時まで



2. 開催会場

東京都立城東職業能力開発センター

足立区綾瀬5-6-1

- ・東京メトロ千代田線綾瀬駅 西口 徒歩8分
- ・つくばエクスプレス青井駅 A2出口 徒歩12分

3. 台東分校「製くつ科」の実施内容

(1) 生徒の作品の展示

令和7年度在校生が、デザイン・型紙作り・革の裁断・製甲・底付け・仕上げまで、各自で作り上げた靴をデザイン画とともに展示します。



(展示会場の様子)

(2) 工作教室「革製小物入れ」

お好きな色の革や革紐を選んで、オリジナル小物入れを作ります。

※実施回数、定員等はホームページをご覧ください。



(作品イメージ)

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/taitou/>

安全衛生講習会を開催します! //

テーマ

「呼吸筋トレーニング」

～姿勢改善から誤嚥予防まで～

日時

令和7年10月30日(木)
14時から16時まで

予約不要

会場

都立産業貿易センター台東館2階 会議室A
(東京メトロ銀座線 浅草駅 7番出口より徒歩5分)

講師

尾崎 智之 氏 (理学療法士)



転倒予防や運動機能改善など、さまざまなセミナー実績のある理学療法士の講師が、皆様の健康づくりについてアドバイスします! お気軽にご参加ください!



対象

家内労働者やその補助者としてお仕事をされている方

※その他で参加を希望される方がいらっしゃいましたら、下記までご連絡ください。

みなさまのお悩みにお答えします!

- ・筋力が衰えてきた
- ・工作中的姿勢が辛い
- ・誤嚥を予防する方法は?

気軽にできる
トレーニングを
紹介します。
一緒に体を
動かしましょう!

問合せ先

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 家内労働担当
電話: 03-5320-4654